

宜野湾市内で創業および第2創業の事業者のみなさん!!

「宜野湾市空き店舗対策事業」

募集!!

リフォーム補助

補助内容: 店舗リフォーム費用の **2分の1** (上限60万円)

※応募多数の場合は予算の範囲内で補助額を調整する事があります。

応募締切: **令和6年9月30日(月)**

※対象者については

「宜野湾市商工会 空き店舗対策事業募集要項(リフォーム補助)」を
ご参照下さい。

👉 お手続きの流れ



【申請・問い合わせ先】

宜野湾市商工会 (宜野湾市真志喜 1-11-11)

TEL: 098-897-0111

受付時間: 平日8時30分~17時15分(土日・祝祭日除く)

商工会が応援します!

※詳細は下記連絡先、または宜野湾市商工会HPをご確認ください。

<https://www.ginowan.or.jp/>



● 必要書類一覧（リフォーム補助） ●

個人事業者の場合

- ①空き店舗対策事業補助金交付申請書
および付属資料
- ②空き店舗所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）
- ③市町村税（国民健康保険税を含む）の
滞納のない証明書（完納証明書）
- ④申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
（改装後に取得する場合は後日提出可）
- ⑥賃借店舗の改装前写真（外観・内観）、地図
- ⑦確定申告書（写し）
※決算期を1度も迎えていない場合は開業
届出書（写し）
- ⑧店舗リフォームに係る見積書（市内業者）

法人事業者の場合

- ①空き店舗対策事業補助金交付申請書
および付属資料
- ②空き店舗所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）
- ③市町村税（法人及び代表者）の滞納のない
証明書（完納証明書）
- ④申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
（改装後に取得する場合は後日提出可）
- ⑥賃借店舗の改装前写真（外観・内観）、地図
- ⑦直近期の決算書（写し）
※決算期を1度も迎えていない場合は法人
設立届出書（写し）
- ⑧店舗リフォームに係る見積書（市内業者）
- ⑨法人商業登記簿謄本



申請の際は、上記書類をご準備のうえ 9月30日までにご提出下さい。

（注）次のいずれかに該当する方は補助対象となりません。

- （1）法令に違反する事業及び公序良俗に反する事業
- （2）政治活動及び宗教活動に関連する場合
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象
となる営業に係るもの又はこれに類する事業
- （4）宜野湾市暴力団排除条例（平成23年9月30日 条例第14号）第2条（1）に規定する
暴力団又は同条（2）に規定する暴力団員等のいずれかに該当するもの
- （5）原則として、週5日未満の営業の店舗
- （6）無人型店舗
- （7）商業施設等のテナント型店舗
- （8）工事代金を対象として、国・県等の補助金等の交付を受け、又は、受ける予定の者